

業 務 委 託 契 約 書 (案)

国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、以下の条項に基づき、この契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲における以下の各号の業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 美容・着付及びそれらに付随する業務
- (2) 前号に係る提案及び打ち合わせ業務
- (3) その他前2号に関連し、甲の指示する業務

（販売価格）

第2条 甲が顧客に対し販売する本件業務の商品の販売価格は、予め乙の意見を聴取した上、甲が決定する。

- 2 甲は、前項に基づき決定された販売価格につき、予め乙の意見を聴取した上で、これを変更することができる。

（業務委託料）

第3条 甲は、乙に対し本件業務委託の対価として業務委託料を支払う。

なお、乙の本件業務の遂行に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 前項に定める業務委託料は、別添「販売手数料」のとおりとする。ただし、甲の顧客が乙の店舗又は会社において商品を購入の上、甲へ持ち込む場合の上代価格も同額とする。
- 3 第1項に定める業務委託料は、毎月末締め分を翌月末払いとし、乙の指定する金融機関口座へ振込送金の方法をもって支払い、振込みの日をもって支払いが完了されたものとする。

（販売代金の回収）

第4条 販売代金については、甲が回収するものとし、その回収及び管理は甲の責において行うものとする。

- 2 甲の責によるもの以外の売掛の未収等の事故発生の場合は、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを解決する。

（貸与施設）

第5条 甲は、乙に対して甲の指定する場所（以下「指定場所」という）を貸与することとし、乙は本件業務を指定場所において行うものとする。

ただし、この指定場所は、甲の事業運営上の都合により変更できるものとする。また、本契約終了後において原状復帰を原則とする。

2 乙は、本件業務を遂行するにあたり必要な予約受付等の日常業務について、事前に甲と協議のうえ適当で認められた場合は、その業務を乙の本社又は営業所等の事業所において行うことができるものとする。

3 甲は、第1項のほか、乙が必要とする営業用関連施設（塵芥置場、納品通路、その他甲が認める施設）の使用を認めるものとする。

（設備及び諸経費の負担）

第6条 甲及び乙は、以下の各号に基づく経費又は費用を負担する。

- (1) 乙が本件業務を行う際に必要となる設備又は備品は、甲が提供したもののほか、乙の必要とするものについては、乙の負担とする。
- (2) 乙が本件業務を行う際に生じた営繕経費については、乙の負担とする。
- (3) 甲の営業又は作業スペースにおいて使用する水道料金及び電気料金は、甲の負担とし、通信費及びコピー料金については、乙の負担とする。
- (4) 第5条第1項で定める指定場所に係る使用料は、これを免除する。ただし、乙の日常業務を行う事務所として指定場所を使用する場合には、乙は、使用料として月額100,000円（税別）を負担する。

（業務実施義務）

第7条 乙は、本件業務の遂行にあたり、以下の各号の内容を遵守する。

- (1) 乙は、本件業務につき、甲からの発注があった場合は直ちにこれに応じ、かつ、これを誠実に遂行完成する義務を負う。
- (2) 乙は、本件業務の遂行に当たり、甲又はその他甲の指定する第三者の各指示を誠実に遵守履行するものとする。
- (3) 乙は、甲のホテルが第一級ホテルであることに鑑み、その品位と評価にいささかでも悪影響を及ぼすことがないよう、誠実にその業務を遂行完成しなければならない。

（相殺）

第8条 甲は、乙に甲へ支払うべき金銭債務がある場合、甲が乙に支払うべき代金その他金銭債務と、これを相殺することができる。

（損害賠償）

第9条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちにその賠償の責を負うものとする。

（債務不履行等）

第10条 乙は、本件業務の実施につき、遅滞、不履行、過失又は履行の不完全等の事由があった場合は、直ちに甲の指示に従うほか、これにより甲の被った損害の賠償をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、甲の書面による承諾を得ない限り、この契約により生じる一切の権利を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

(一括下請等の禁止)

第12条 乙は、甲の書面による承諾を得ない限り、本件業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(乙の非専属的地位)

第13条 この契約による甲の乙に対する本件業務の委託は、乙に対し甲の専属的業務委託者としての地位を付与するものではなく、したがって、甲は、乙と同種の業務を自ら行い、又は第三者に対しこれを委託することができる。

(禁止事項)

第14条 乙は、甲の施設内において次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 甲の定める一切の基準に反する行為又は甲の従業員の指示に反する行為
- (2) 安全、防火又は衛生に関し注意義務を怠る行為
- (3) 甲とこれに関わる顧客又は甲の従業員の不名誉又は不利益となる言動

(免責事項)

第15条 甲及び乙は、天災、地変又はその他甲乙の責に帰さない事由による本契約の不履行又は履行の遅滞については、免責される。

ただし、甲又は乙がこれらの発生を相手側に通知し、これらの理由が消滅又は排除されたときは、速やかに本契約上の義務を履行しなければならない。

(契約期間)

第16条 この契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約解除)

第17条 甲又は乙が次の各号の一に該当した場合は、甲又は乙は何らかの通知又は催告を要せずこの契約を解除し、かつ、甲又は乙の被った損害の賠償を請求できる。

- (1) 滞納処分による強制執行、破産、民事再生手続き開始、会社整理開始又は特別清算開始のいずれか又はいくつかの申し立てがあり、もしくは自らこれらの申し立てを行ったとき
- (2) 銀行取引停止処分があったとき
- (3) 主務官庁から営業許可取り消し、営業停止、その他の行政処分を受け、又は著しく甲の信用を失墜するような行為もしくは事実のあったとき
- (4) その他この契約に違反したとき

(契約解除の申し入れ)

第18条 甲及び乙は、契約期間中であっても本契約の解除を申し入れすることができる。その場合、相手側にその旨を三か月前までに書面により通知するものとする。

(原状回復)

第19条 第17条又は第18条の規定により乙が契約を解除された場合、乙は、指定場所を甲の指示により原状回復した上で甲に返還しなければならない。

ただし、甲が契約終了時の現状のままでの明渡しを承諾した場合は、この限りではない。

(合意管轄)

第20条 甲及び乙は、この契約に関する甲乙間に生じた紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とすることに合意する。

(守秘義務)

第21条 甲及び乙は、この契約に関し知り得た相手方の秘密を第三者へ漏らしてはならない。

なお、この契約の効力が消滅した後であっても、相手方の秘密に守秘義務は、その効力を継続するものとする。

(契約書作成費用等)

第22条 この契約書の作成費用は、甲乙それぞれが負担する。

(その他)

第23条 この契約に定めのない事項に関しては、甲乙協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 大阪市中央区馬場町2番24号
国家公務員共済組合連合会
大阪共済会館
総支配人 小林 正彦

乙 ●●市●●区●●町●丁目●番●号
○○○○○○○○
代表取締役 ● ● ● ●

